令和８年度次世代自動車購入費補助金

この補助金は、地球温暖化防止対策の一環として、次世代自動車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に推進することを目的としています。

【受付期間・提出方法】

申請期間：令和８年４月１日（水）～令和９年３月３１日（水）

受付時間：８時３０分～１７時１５分（土・日・祝日を除く）

提出方法：神戸町役場2階産業環境課窓口へ提出（本人以外の提出も可）

※郵送、FAX、電子メール等による受付はしません。窓口へ提出してください。

【問い合わせ先】

産業環境課生活環境係　℡：0584-27-0178

【対象車両と補助金額】

以下の対象車両を、新車購入した場合に対象となります。

補助対象車両	補助金額
燃料電池自動車	５万円
電気自動車	５万円
プラグインハイブリッド自動車	５万円

※リースおよびレンタルは補助対象外です。

【補助対象者】

〇個人の場合　※次の要件を全て満たすもの。

- 車検証に記載されている交付年月日から起算して６か月以上前から引き続き町内に居住し、かつ神戸町の住民基本台帳に記録されている。
- 補助対象車両の車検証に使用者として記載されている。
- 補助対象車両の新車を自ら使用する目的で購入し、令和８年４月１日から令和９年３月３１日に新車登録をしている。
- 神戸町税を滞納していない。

〇法人の場合　※次の要件を全て満たすもの。

- 町内に本社又は事業所等を有する。
- 補助対象車両の車検証に使用の本拠の位置として神戸町内が記載されていること。
- 補助対象車両の新車を自ら使用する目的で購入し、令和８年４月１日から令和９年３月３１日に新車登録をしている。
- 神戸町税を滞納していない。

※法人での申請については、事前にご相談ください。

【個人事業者の場合】
・原則、個人として申請してください。
・個人事業者として申請する場合は「法人の場合」の全てに該当することが必要です。
・個人事業者のみ必要な書類がありますのでご注意ください。

【処分の制限・補助金の返還】
〇補助金交付を受けた補助対象車両を新規登録日から起算して交付要綱に定められた期間内（4年）に処分（売却、譲渡、廃棄等）する場合には、あらかじめ処分承認の申請手続きが必要です。また、補助金の返還を求める場合があります。

補助金交付申請に必要な書類

□ 交付申請書兼実績報告書（様式第１号）
□ 補助対象車両の車検証の写し
（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しを添付）
※車検証は新規登録であり、記載されている使用者氏名が申請者名と同一
□ 領収書等（車両本体の全額分の購入経費が分かるもの）の写し（□購入者名）
□ 納品請求書等（車両本体の購入経費が分かるもの）の写し
（□　車両販売店等発行　□車両番号等　□購入者名）
□ 誓約書（様式第２号）
□ 補助金等交付請求書（様式第5号）
□（個人事業者のみ）直近年の確定申告で使用した、収支内訳書の写し
※申請者の口座番号が確認できるもの（通帳の写し等）をお持ちください。
※町税の滞納状況を確認するため、提出日前２週間以内に納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）をお持ちください。
※自署の場合をのぞき、記載内容を訂正する場合は訂正印が必要です。認印（シャチハタ不可）をお持ちください。
※領収書のほか、銀行の振込明細書など補助対象者が購入費用を支払ったことが証明できるもの。
※ローン、クレジット、割賦等の支払方式を利用した場合は、補助対象者が契約者となっている契約書など。

・各種様式のダウンロード、変更・中止に関する取扱いはホームページをご覧ください。
（トップページ＞暮らしのガイド＞その他＞次世代自動車購入費補助金制度）
・書類作成にあたっては、注意事項を必ずご確認ください。